

団員の家族に不幸事があった場合の弔意連絡について

- 1、団員の家族（同居の家族及び市内で別居の父母）に不幸事があった場合、当該団員は担当分団長又は部長に報告する。
- 2、報告を受けた分団長又は部長は「桜井市消防団弔意内規」による消防団としての参列状況を確認する。
- 3、消防団として参列の対象になっている場合、分団長又は部長は参列について遺族（当該団員）に説明した上で意向を確認する。
- 4、遺族が消防団の参列に同意した場合は弔意内規に基づく。
なお当該団員の所属分団又は所属部の団員については必ず参列するものとする。
- 5、遺族が消防団の参列又は参列者について迷った場合、分団長又は部長は事務局と相談するものとする。
- 6、遺族が消防団の参列を辞退した場合は消防団として参列しないものとする。

事務局との調整及び事務局の対応について

1、参列の場合

- ①分団長又は部長は通夜までに消防団員弔意連絡報告用紙内容（市ホームページにあり）に基づき事務局に連絡する。
- ②分団長又は部長は分団旗の会葬準備をする。
- ③分団長又は部長は消防団の受付、着席場所、焼香等葬儀会場との調整を行う
- ④事務局は内規に定める対応を行う。
 - I、参列者への連絡
 - II、弔慰金の準備
 - III、焼香順の確認
 - III、その他

2、参列しない場合

- ①分団長又は部長は参列時と同様の消防団弔意連絡報告用紙内容に基づき事務局に連絡する。
なお、連絡日は後日でも可能。
- ②事務局は必要に応じ団本部に連絡する。

※詳細については「桜井市消防団弔意内規」を必ずご確認ください。

桜井市消防団事務局（桜井市危機管理課内）
担当：岩崎・田仲
TEL：0744-42-9111（内線 1421）